

第 80 号

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。